特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令の一部を改正する省令（案）に関する意見公募手続の結果について

令和８年２月４日
資源エネルギー庁

「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令の一部を改正する省令（案)」について、下記要領にてパブリックコメントを実施いたしました。御意見の概要及び御意見に対する考え方は別紙のとおりです。御意見ありがとうございました。

１．実施期間等

（１）意見募集期間

令和７年１１月２８日（金）～令和７年１２月２８日（日）

（２）実施方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」ホームページの掲載等により周知を図り、e-Gov、郵送により御意見を募集。

２．提出意見数等

（１）提出意見数：２２件

（２）御意見の概要及び御意見に対する考え方：別紙のとおり

３．本件に関するお問い合わせ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部　放射性廃棄物対策課
TEL：０３－３５０１－１９９２

（別紙）

	寄せられたご意見	ご意見に対する考え方
1	（原子力政策へのご意見）	
	管理料の値上げという内容だが、 何故 これだけ負担のかかる（しかも半永久な）廃棄物を出す発電方法が、国策として採用されているのか。 改定云々 以前の問題だろう。 この支出を誰が払うというのか。 国費ではなく 企業に払わせろ。	第7次エネルギー基本計画では、特定の電源や燃料源に過度に依存しないバランスの取れた電源構成を目指すとともに、脱炭素電源を確保するため、再生可能エネルギーと原子力をともに最大限活用していく方針です。 過去50年以上の原子力利用に伴い、既に廃棄物は発生しており、現世代が責任を持って解決する必要があります。 最終処分事業の費用については、最終処分法に基づき、処分事業の実施主体である原子力発電環境整備機構（以下、機構という。）に対して、各原子力事業者が毎年発生した廃棄物量に応じて拠出金を毎年納付することとなっており、その拠出金を原資として、処分事業を行うこととしています。
	電力会社に払わせるキャニスター処分費の事と見たが、未来永劫 自治体に危険を負わせる代物なら、一回の支払いで 済むはずがない。 年間 幾ら、で 継続的に負担させるべきだろう。 そもそも原発など、「ゼロカーボン」等と言っているが 実際は温暖化を促進する熱機関、 危険な核物質（プルトニウム）を生成する 違憲・違法と見做される施設ではないか。 処分場自治体の増加など 以ての外、 原発政策・再稼働計画そのものに反対する。	
	原発自体危険なので改訂必要なし	
	「拠出金単価」、高いです。現在の貨幣価値や物価や為替レートで計算して、ずっとこの金額で続く訳ではなく、毎年更新して、毎年増え続けるとすれば、税金や電気代という形て国民の負担は一層増えます。そこに追い打ちをかけるように原発を再稼動すれば、放射性廃棄物は増えていきます。誰が払うのですか？	
	放射性廃棄物の最終処分費は、今回示された金額が最小値でしょうか？東京オリンピックも大阪万博も、当初予算は小さくて、最終的には何倍もの経費がかかっていたのは国民の記憶に新しい所てす。六公四民、七公三民、八公二民…少子化対策、人口減少対策と言いながら、上級国民以外は食べていけない様な増税や社会保障費カットが必要な原発ならば、価格の高止まりでコメ離れが進む様に、電力離れが起きると危惧します。電力消費して商品を作っても、それを買える人がいないのでは、企業は、人も雇えないし、賃金も上げられないし、存続すらできなくなります。 原発再稼動は中止してください。 原発政策からの離脱に舵を切ってください。 最終処分地も決まってないのに、これ以上放射性廃棄物を増やさないでください。	
	放射性廃棄物の最終処分費や福島原発事故の賠償、これから起こる心配のある事故の賠償や保障にかかる金額を考えれば、「脱原発」のための新技術を開発する方が安かったのではないかと残念に思います。 既に生じている放射性廃棄物の処分費は必要だとしても、「原発利権」にボッタクられていないか、価格は適正か、第三者による検証が必要です。 円安やインフレで青天井なんてのは御免です。 放射性廃棄物もこれ以上増やさないでください。 将来世代にツケを回さないためにも、原発再稼動は中止すべきです。	
2	（最終処分政策へのご意見）	
	地下100000kmは地下300m以深の範囲に含まれることから、太陽系脱出起動への投入は地層処分に含まれると考えられ、その費用としてキログラム当り1000000000円の予算を計上するべきであると考えます。 どこかへ埋めようとするから揉めるし、費用も膨れ上がるのだし、なおかつ、現在の科学文明の継続している年月を百倍して不足する、2万年以上という保管期間を、安全であると保証する態度は、最初から誠意がないと見られておかしくありません。住民の居ない場所へ送り出すべきであると思います。	私たちは過去50年以上にわたって原子力発電を利用してきており、現世代で、最終処分への道筋をつけるべく取り組んでいくことが重要です。最終処分の方法としてさまざまな方法が検討されてきましたが、宇宙処分は技術の信頼性に課題があり、海洋底や氷床での処分は国際条約で禁止されています。また、国際条約において、「放射性廃棄物は発生した国において処分されるべき」との考え方が示されております。そのような中、地層処分は、国際社会から現時点で最も安全で実現可能な処分方法とされており、我が国でも地層処分を行う方針です。 我が国においては、1976年より地層処分の研究を開始し、1999年には、当時の核燃料サイクル開発機構がとりまとめた報告書において、我が国の地質環境における地層処分の技術的な成立性及び信頼性が示されました。それ以降も、東日本大震災などの大規模自然災害を踏まえ、地層処分の技術的信頼性について、地質関連学会から推薦された専門家による検討を行い、我が国において地層処分が技術的に実現可能であるということを随時確認してきています。
	地震大国である日本という事、今後の貨幣価値の低下の可能性、これまでの日本政府の対応や現時点の日本政府の姿勢など、それを踏まえてみても、本案をすすめる事について机上の空論でしかないと疑念を抱かざるをえません。それよりも多角的に物事を見つめて、国防という視点で話をすすめるというのであれば、別のやり方がありますので、そこに着目してください。でなければ取り返しがつかない状況を皆さんが選択する事になります。そう認識してください。	
	地震大国日本で放射性廃棄物の最終処分は無理です。原発事故が起これば小さな島国なので海洋汚染は必至です。日本近海だけに留める術がないのなら、地球規模で海産物に影響が出て、諸外国から日本が批難されるという心配は、福島原発事故後に一層強くなったように感じます。国外処分の道はありませんか？日本政府は国外処分の道を探っていますか？日本に最終処分場を作って埋設する場合の費用は見積もっていますか？	
3	（割引率の考え方に関するご意見）	
	今回の省令改正案では、拠出金単価が大幅に上昇しているにもかかわらず、その主要因である「割引率の算定方法の変更」について、十分な説明や審議プロセスが示されていません。 国民負担に直結する制度である以上、透明性・説明責任・妥当性の観点から、以下の点について再検討または追加説明を求めます。 割引率の算定方法変更が「前提条件の大幅な変更」に該当するのに、審議会での議論が行われていない点 　資料では、前提条件の大幅な変更は原子力部会で審議すると明記されています。 　しかし今回、割引率の算定期間を「直近10年 → 直近14年」に変更したことは、 　単価に大きな影響を与える制度上の重要な変更です。にもかかわらず、 　・原子力部会での審議記録が示されていない 　・変更理由が「支払期間の公平性」という抽象的説明に留まっている 　という状況は、制度運用の透明性を欠いています。 →割引率算定方法の変更について、審議会での正式な議論と議事録の公開を求めます。 割引率がマイナス（-0.5%）となることの妥当性が説明されていない点 　割引率がマイナスになると将来費用の現在価値が急増し、拠出金単価が跳ね上がります。 　国際的にもマイナス割引率の採用は極めて例外的であり、慎重な検討が必要です。 　しかし資料では、 　・なぜ14年平均なのか？ 　・マイナス割引率を許容する政策判断の根拠 　・下限値（フロア）を設けない理由 　が示されていません。 →マイナス割引率採用の政策的妥当性、国際比較、代替案の検討状況を明確に示すべきです。	平成13年10月の総合資源エネルギー調査会原子力部会（以下、原子力部会という。）で了承された最終処分費用見直しの基本的考え方として、地域共生策の具体化、最終処分計画の変更など、最終処分費用算定の前提条件の大幅な変更に伴う見直しを行う場合には国の審議会で審議を行うこととしております。 今回の改定は、原子力部会で定められた方法で算定した最終処分費用を前提として、毎年支払うべき拠出金単価を定めるものであり、その際に用いる割引率については、平成17年9月の原子力部会にて、拠出金単価の経年的な平準化により制度を安定的に運用するため、毎年見直す方針が示されました。こうした方針のもと、過去4年にわたり、金利の上昇を大きく超えた物価の上昇に伴う割引率の大幅な低下により、拠出金単価の急激な上昇が続いていることを踏まえ、割引率について、より長期の金利・物価の実績を勘案することで、拠出金単価の経年的な平準化を図っています。

	寄せられたご意見	ご意見に対する考え方
4	（最終処分費用の算定に関するご意見）	
	費用増加の内訳が「最新価格への更新」で片付けられており根拠が不十分 費用項目ごとに増加率が異なり、特にプロジェクト管理費が9.6%増と突出しています。 しかし、 ・どの物価指数を用いたのか？ ・NUMOの実績値との比較はどうか？ といった根拠が示されていません。 →各費用項目の増加根拠（使用した指数、積算方法、NUMO実績との比較）を公開すべきです。 処分地未定のまま「軟岩系・硬岩系の平均値」で単価を決める方式の妥当性 処分地が決まれば費用は大きく変わるにもかかわらず、平均値で単価を決める方式は合理性に欠けます。 将来、処分地が確定した際に大きな乖離が生じる可能性があります。 →平均値方式の継続理由と、処分地確定後の調整方法を明確にすべきです。 NUMOの支出実績の扱いがブラックボックスである点 資料では「支出実績額と認可予算額に置き直し、差額は5年間で均等配分」とあります。 しかし、 ・NUMOの実績値の詳細 ・予算との差額の理由 ・5年均等配分の根拠 が示されていません。 →NUMOの支出実績の公開と、差額処理ルールの妥当性説明を求めます。	最終処分法第十一条に基づき、発電用原子炉設置者は、使用済燃料の再処理を行った後に生ずる第一種特定放射性廃棄物等の最終処分業務に必要な費用に充てるため、毎年、一の機構に対し、拠出金を納付しなければならないとされています。第一種特定放射性廃棄物の最終処分費用については、平成12年9月の原子力部会で了承された算定方法に基づき算定しております。なお、平成11年3月の原子力部会において、我が国において処分事業を合理的に行うことを想定し、当時の知見に基づいた合理的な選択の範囲で代表的なケースを比較評価したものであり、具体的には、日本列島の地質の分布状況等を勘案すると、堆積岩（軟岩系）に処分する場合と花崗岩（硬岩系）に処分する場合の2ケースについて試算を行うことが適当とされました。また、最終処分法に基づく調査を経て処分地が決まった場合には、当該地域において処分場建設に必要な金額を改めて試算します。 最終処分費用の見直しにあたっては、人件費単価及び物品費等の最新価格へ更新しており、具体的には、人件費については、技師長、主任技師などの職種ごとに、賃金センサス、建設物価等の最新年単価に基づき、再計算を行っており、物品費等のうち、砂、砕石などの主要資材については、建設物価等の最新年単価に基づき、再計算を行っています。また、物品費等のうち、ベントナイト、オーバーパックなどについては、個別の単価積み上げでなく一式で積算されているため、企業物価指数等の変動率に基づき、再計算を行っています。 処分事業の遅れ等により、最終処分費用算定の前提と実績との間に差異が生じた場合には、その差額分は、平成13年10月に原子力部会で了承された考え方に基づき、翌年度以降5年間で均等配分することとしています。 なお、原子力発電環境整備機構（以下、機構という。）における過去の支出実績については、機構のホームページにおいて公表しております。 いただいたご意見は、今後の業務の参考とさせていただきます。
	「NUMOのガバナンス・監査体制」に関して 今回の省令改正案では、拠出金単価の算定においてNUMO（原子力発電環境整備機構）が提供する実績値・費用情報が重要な前提となっています。しかし、NUMOのガバナンスおよび監査体制について、国民が妥当性を検証できるだけの情報が公開されていません。 NUMOは最終処分の実施主体であると同時に、費用算定の基礎データを独占的に保有する立場にあります。この構造は、第三者による検証が困難であり、国民負担に直結する制度としては透明性が不十分です。 → NUMOの費用算定プロセスに対する第三者監査の強化、および監査結果の公開範囲拡大を求めます。	
	どうしても消費税が余分なコストに見える。とにもかくにも、最終処分場の設置決めも含め、一丸となって、最終処分を進めるしかない。	
	放射性廃棄物の処分地が決まっていないのに経費計上するのは、あまりに弁勘定が過ぎます。原発再稼動や原発新設を強行に進めたいが為に事を急いでいるのではないかと、不信感が湧いてきます。 一般企業や他の先進国政府ならば、費目をもっともっと細かく分けて、それぞれについて適正価格かどうか審議する所です。その上で、承認が下りてから事を進めるはずです。日本政府にも同様の手順を踏む事を求めます。まずは、今回の経済産業省令の根拠となった明細を示し、与党と政府御用達専門家だけでなく、多様な分野、考え方の人を集めて審議する必要があると考えます。	

	寄せられたご意見	ご意見に対する考え方
5	（拠出金制度・費用算定方法等の見直しに関するご意見）	
	「制度全体の政策評価（PDCA）が存在しない点」に関して 制度開始から20年以上が経過していますが、費用見積りの誤差分析や制度全体の効果検証（PDCA）が行われている形跡がありません。 過去の見直しが妥当だったのか、費用予測の精度はどうだったのか、制度が当初目的を達成しているのか、といった基本的な政策評価が欠落しています。 → 政策評価法に基づく制度全体のレビューを実施し、その結果を公開すべきです。	拠出金制度においては、平成13年10月の原子力部会で了承された最終処分費用見直しの基本的考え方として、地域共生策の具体化、最終処分計画の変更など、最終処分費用算定の前提条件の大幅な変更に伴う見直しを行う場合には国の審議会で審議を行うこととしており、処分の技術進歩等、最終処分費用の算定条件の大幅な変更を行う場合には、国の審議会で審議します。 なお、処分費用の算定においては、諸外国の状況も参考にしており、例えば、費用確保の観点では、フィンランド・スウェーデン・フランスなどでも、我が国と同様に、国や放射性廃棄物管理機関（ANDRA）等の基金に電力会社が拠出し費用を確保しております。 また、電力会社間の負担の公平性という観点では、拠出金は、原子力発電所等の運転実績に応じた金額を各電力会社が納付する仕組みとなっております。また、支払期間における負担の公平性を確保する観点から、足下の物価上昇を踏まえた見直し等も行っております。 いずれにせよ、いただいたご意見を参考にしながら制度を安定的に運営していくとともに、諸外国の状況等も踏まえ制度を前に進めるべく取り組んでまいります。
	「電力会社間の負担公平性」に関して 拠出金単価は電力会社が負担し、最終的には電気料金を通じて国民負担となります。しかし、電力会社間の負担配分の公平性について、今回の資料では一切触れられていません。 廃炉の進捗状況、発電量、再処理量の違いにより、事業者間の負担が不均衡になる可能性があります。また、負担配分ルールは長期間見直されておらず、現状に適合しているか疑問があります。 → 電力会社間の負担公平性の検証と、必要に応じた配分ルールの見直し方針を示すべきです。	
	「国際比較の欠如」に関して 今回の改正案では、費用算定方法や制度運用について国際比較が示されていません。フィンランド、スウェーデン、フランスなどの先進国では、費用算定の透明性や公開範囲が日本より広く、国民への説明責任が重視されています。 日本の制度が国際的にどの位置にあるのか、どの点が優れており、どの点が改善すべきなのかが示されていないため、制度の妥当性を判断する材料が不足しています。 → 国際比較を踏まえた制度改善の方向性を示し、透明性向上に取り組むべきです。	
	「技術進歩の反映不足」に関して 資料では、費用増加の理由として「最新価格への更新」が挙げられていますが、技術進歩によるコスト低減可能性が全く考慮されていません。 掘削技術、AIによる地質解析、材料工学の進歩など、最終処分に関連する技術は年々向上しています。技術革新を反映しない費用算定は、国民負担を過大に見積もる可能性があります。 → 技術進歩を反映した費用低減シナリオを提示し、将来のコスト最適化の可能性を明示すべきです。	
	「長期不確実性（100年以上のスパン）に対するリスク管理の欠如」に関して 最終処分事業は100年以上に及ぶ超長期プロジェクトであり、物価・金利・人口動態・技術革新など、将来の不確実性が極めて大きいにもかかわらず、今回の資料では単一シナリオのみで費用算定が行われています。 国際的には、OECD/NEA などが複数シナリオによる費用評価を推奨しており、日本の手法は国際標準に比べて不十分です。 → 長期不確実性を踏まえた複数シナリオ（高物価・低物価・技術進歩反映など）の費用試算を公開すべきです。	
6	（国民負担への影響等に関するご意見）	
	拠出金単価の上昇が電気料金に転嫁される点への説明が欠落している 　拠出金は電力会社が負担するものの、実際には電気料金に転嫁され、国民負担となります。 　今回の単価上昇が電気料金に与える影響について、資料では一切触れられていません。 →国民負担への影響評価を明示すべきです。	各発電用原子炉設置者毎に、原子力発電所の稼働状況は様々であり、電気料金に与える影響は一概にお答えすることは困難ですが、令和7年2月の発電コスト検証ワーキンググループでは、モデルプラント方式の発電コストとして、2040 年の原子力の発電コストは最終処分費用を含む形で12.5円/kWh以上と試算されており、他の電源と比較して遜色無い水準です。 拠出金は、原子力発電所等の運転実績に応じた金額を各電力会社が納付する仕組みで、支払期間における負担の公平性を確保する観点から、足下の物価上昇を踏まえた見直し等も行っており、パブリックコメントの参考資料でご説明させていただきました。 また、最終処分事業については、費用の説明も含め、対話型全国説明会等でご説明させていただいております。 いただいたご意見は、今後の業務の参考とさせていただきます。
	「社会的受容性（住民参加）の欠如」に関して 今回の省令改正案では、拠出金単価の大幅な上昇が国民負担に直結するにもかかわらず、制度運用における「住民参加」や「社会的受容性（Social Acceptance）」の観点が全く示されていません。 最終処分事業は、技術的・財務的な問題だけでなく、地域社会の理解と信頼が不可欠な長期プロジェクトです。にもかかわらず、今回の資料では以下の点が欠落しています。 ・費用増加が地域社会に与える影響評価 ・NUMO・行政による住民説明の実施状況 ・費用算定プロセスにおける市民参加の仕組み ・国民への説明責任を果たすためのコミュニケーション戦略 ・国際的に重視される「社会的受容性指標」の導入状況 特に、費用算定の前提条件や割引率の変更など、制度の根幹に関わる事項について、国民が意見を述べる機会が実質的に確保されていない点は重大です。 → 国民負担に直結する制度である以上、住民参加の仕組み（パブリックコメントの拡充、説明会の開催、情報公開の強化）を制度として明確化し、社会的受容性を高める取り組みを示すべきです。	
	1. はじめに 私は、今回の「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づく省令改正案」について、将来を担う世代の一人として、また社会の一員として、いくつかの懸念を感じています。以下にその理由を述べ、よりよい制度づくりへの一助となることを願い、意見を提出いたします。 2. 意見の要旨 今回の改正案では、最終処分にかかる「1つあたりの費用」が大きく引き上げられています。しかし、その金額の根拠や、将来の見通しについての説明が十分とは言えず、国民の理解と納得を得るには不十分だと感じます。 3. 懸念事項と要望 (1)費用の急激な上昇と国民負担の不安 - 単価が大幅に上がっており、最終的に電気料金などを通じて国民が負担することになるのではないかと心配です。 - そのため、費用の内訳や見積もりの根拠を、もっと分かりやすく公開してほしいです。 (2)将来の不確実性と柔軟な見直しの必要性 - 最終処分は何十年もかかる長い計画です。技術の進歩や社会の変化に応じて、費用も変わる可能性があります。 - 定期的な見直しの仕組みや、見直しの際の市民参加の方法を明確にしてほしいです。 (3)地域住民の理解と合意形成の難しさ - 処分地の選定には、地域の人々の不安や疑問に丁寧に向き合う必要があります。 - 費用の問題も含め、もっと開かれた対話の場を設けてほしいです。 (4)費用負担の公平性 - 原子力を使っていない人や地域にも負担が及ぶ可能性があります。 -「使った人が責任を持つ」という原則に基づいた、より公平な仕組みを検討してほしいです。 4. おわりに 放射性廃棄物の最終処分は、未来の世代に大きな影響を与える重要な課題です。だからこそ、今を生きる私たちが、責任を持って考え、声を上げることが大切だと思います。どうか、国民の声に耳を傾け、より透明で納得のいく制度づくりを進めていただくよう、強くお願い申し上げます。	
7	（その他のご意見）	
	「情報公開の形式・内容の問題」に関して 意見募集期間が年末で実質的に短く、実効性に疑問がある 　12月28日締切という年末の繁忙期に設定されており、実質的に意見提出が困難です。 →今後は、実質的な意見提出が可能な期間設定を求めます。	今般の特定放射性廃棄物の最終処分費用及び拠出金単価の改定に関するパブリックコメントは、令和7年11月28日から令和7年12月28日までを期限として実施しており、30日間の期間を設けて実施しています。
8	今回の資料は、重要な前提条件が本文ではなく別紙に散在しており、一般国民が理解しやすい構成とは言えません。また、毎年の資料フォーマットが統一されておらず、年度間比較が困難です。 国民負担に直結する制度である以上、情報公開は「形式的な公開」ではなく「理解可能な公開」であるべきです。 → 説明資料の標準化・平易化、および重要情報の一元化を求めます。	いただいたご意見は、今後の業務の参考とさせていただきます。